（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第五条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項中「並びに第一条の六第二項」を「、第一条の六第二項」に、「第二条の三」を「第二条の四」に、「並びに第二条第一項及び第二項」を「、第二条第一項及び第二項並びに第二条の三第一項及び第二項」に改める。

別表第二の二の表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項中「第二条の三」を「第二条の四」に改める。

告示

○中部地方整備局告示第百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　可児都市計画道路事業三・四・二十六号広見宮前線

三　事業施行期間　自平成二十四年十一月二十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県可児市下恵土字豊田及び字宮前地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十一日から二週間近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

近畿地方整備局長　谷本　光司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百八十三号

(三)　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

養父市八鹿町国木字桑カセ五五一番一から朝来市和田山町加都字柏原一二二五番四まで　一一・五〇メートル～一三一八・〇〇メートル　一三・九三五キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十四年十一月二十一日

○九州地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九号

(三)　道路の区域

区間　変更前敷地の幅員　延長

変更後別　前　二九・五七メートル～三五・〇〇メートル　一三六・〇五キロメートル

後　二九・五七メートル～三五・〇〇メートル　一三六・〇五一キロメートル

久留米市日吉町一六番二二から同市日吉町一六番一九まで

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九号　久留米市日吉町一六番二二から同市日吉町一六番一九まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月二十一日

○北海道開発局告示第百十一号

尻別川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和五十六年四月一日付けで告示された建設省告示第八百三十八号を次のように改める。

関係図面のうち、第四号図及び第五号図を次のように改める。

その関係図面は、北海道開発局及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十一日

北海道開発局長　関　博之

（図面省略）

○北海道開発局告示第百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年十一月二十一日

北海道開発局長　関　博之

第1　起業者の名称　北海道電力株式会社

第2　事業の種類　特別高圧送電線ＪＲ新函館線新設工事及びこれに伴う附帯工事

第3　起業地

1　収用の部分　北海道北斗市文月、野崎、清川及び村内地内

2　使用の部分　北海道北斗市文月、野崎、清川及び村内地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北斗市向野地内の大野変電所から同市中野地内に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設を予定している北海道新幹線新函館変電所（仮称）までの延長約7.3km（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「特別高圧送電線ＪＲ新函館線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「特別高圧送電線ＪＲ新函館線新設工事」（以下「本体工事」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定に基づき、起業者により、事業用電気工作物の設置工事として、その計画が経済産業省原子力安全・保安院北海道産業保安監督部長へ届出されており、法第3条第17号に掲げる電気事業法による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行に伴う附帯工事として行う、資材搬入路及び支持物工事用地の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。